

有田市公共施設等への電力供給等業務プロポーザル実施要領

1 案件概要

平成 28 年 4 月から電気の小売業への参入が全面自由化されたことから、有田市の公共施設等の電力供給について、電気料金の削減、安定供給等、総合的な観点から、電力供給事業者を選定しようとするものである。

- (1)案件名 有田市公共施設等への電力供給等業務
- (2)案件内容 電力供給等業務一式
- (3)候補対象施設 有田市役所本庁舎他 2 4 施設（別紙 1）
- (4)電気供給期間 令和 2 年 4 月の計量日翌日～令和 5 年 4 月の計量日（3 年間）

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売り電気事業者の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）又は、登録小売電気事業者からの電力供給を仲介するエネルギー・サービス・プロバイダー事業者（以下「ESP 事業者」という。）であること。
- (4) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (5) 過去 2 年間の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と電力供給にかかる契約を締結した経験があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (7) 国税及び地方税について未納がない者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。(以下同じ)が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表を含む。キに同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

4 応募方法

(1) 参加申請兼誓約書受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和元年12月13日(金)～令和元年12月25日(水)

受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 提出先

〒649-0392 有田市箕島50番地

有田市役所経営管理部総務課管財係 宛

ウ 提出方法

持参又は郵送

(郵送の場合は受付期間内に必着すること。)

エ 提出書類

参加申請兼誓約書(様式1号) ※代表者印を押印すること。

(2) その他の提出書類

① 受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和元年12月13日(金)～令和2年1月15日(水)

受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 提出先

〒649-0392 有田市箕島50番地

有田市役所経営管理部総務課管財係 宛

ウ 提出方法

持参又は郵送

(郵送の場合は受付期間内に必着すること。)

②提出書類

ア 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

イ 直近2年度分の国税(法人税と消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)(写し可)

ウ 直近1年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、事業報告書)

エ 事業者概要書及び国・地方公共団体等における同種事業の実績(実績を確認できる契約書の写し等を添付すること)(様式2号、任意可)

オ 法人登記簿謄本(発行後3ヶ月を経過していないもの)(写し可)

カ 印鑑証明書(写し可)

キ 提案書(見積額、算出根拠、積算内訳表及びその他提案事項)(様式任意)本実施要領の仕様及び審査基準表(別紙3)等に基づき、見積価格、算出根拠、公共施設ごとの積算内訳表等(見積価格及び積算内訳表には、消費税及び地方消費税を含む。)について必ず記載するものとします。なお提案書については8部提出すること。ただし見積書については1部とします。

※本プロポーザルに参加される方は令和元年12月25日までに参加申請兼誓約書(様式1号)を提出してください。その他の書類を参加申請兼誓約書と一緒に提出しても構いません。

※参加申請提出後の辞退については、辞退届(様式任意)をファクシミリ(0737-82-1725)にて、有田市役所経営管理部総務課管財係まで提出してください。

5 質疑応答

(1) 提出期間

令和2年1月6日(月)から令和2年1月9日(木)までの4日間

受付最終日は午後4時までとする

(2) 提出方法

質問書(様式任意)を直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。(持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)

なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合、提出後、(3)の受付場所に到

着の電話をすること。

(3) 提出場所

和歌山県有田市箕島50

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話番号 0737-22-3750 (管財係直通)

FAX 0737-82-1725

e-mail somu@city.arida.lg.jp

(4) 回答方法

(1)回答日 令和2年1月10日(金)までに

(2)回答方法

質問のあった事業者毎にファクシミリ又は電子メールのいずれかで回答する。

なお、仕様等の質疑の場合、有田市ホームページ内 (<https://www.city.arida.lg.jp/>)
に掲載する。

6 事業者選定方法

事業者の選定方法については、書類審査による1次審査の合格者を対象としてプレゼンテーションによる2次審査を実施し、発注者が設置する選定委員会の審査の結果に基づき、最も評価点が高い1者を優先交渉権者とする。

① 1次審査(書類審査)

提出された企画提案書等に基づき、選定委員会で参加資格や内容等の審査を実施する。審査結果については、1次審査結果通知書を用いて、令和2年1月22日までに提案者全員に対し、書面にて通知するものとし、1次審査が不合格となった者については、その理由を付して通知する。

② 2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

提案説明(プレゼンテーション)の内容及び質疑(ヒアリング)の回答内容等について審査を実施する。

ア 実施日

令和2年1月27~31日

イ 実施場所

有田市箕島50番地 有田市役所 (詳細は別途通知)

ウ プレゼンテーションの方法及び実施順

プレゼンテーションは約30分、ヒアリングは約10分を予定している。詳細は1次審査結果通知書と共に通知する。また説明するポイントを簡潔に提示する等、資料を別途準備することは可とするが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象とし

ない。

プレゼンテーションの実施順は、申請書等の受付順とする。

なおプロジェクターやスクリーンの使用を希望する場合は、必ず提案書等の提出時に申し出るものとし、パソコン、その他必要な機材は提案者が用意すること。

エ 審査方法

審査は、「審査基準表（別紙3）」に基づき、発注者が設置する選定委員会で行い、最も評価点が高い1者を優先交渉権者として選定するものとする。

また、評価点の最高得点を獲得した者が複数となった場合は、提案内容等を踏まえ、選定委員会内の協議により、1者を優先交渉権者として選定する。

オ 審査結果の通知及び公表

審査結果については、2次審査結果通知書を用いて、令和2年2月上旬中に2次審査の提案者全員に対して書面にて通知するとともに、市のホームページにおいても、審査結果を公表するものとする。

なお審査結果等に関する、一切の事項について、質問や異議申立て等は受付けないものとする。

7 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ②参加資格を満たさなくなった場合。
- ③審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- ④企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- ⑤前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合。

8 仕様

(1)供給電気方式等

- ①供給電気方式 : 交流3相3線方式
- ②供給電圧 : 6600V
- ③計量電圧 : 6600V
- ④受電方式 : 1回線受電
- ⑤標準周波数 : 60Hz
- ⑥予定契約電力量 : 3,423kW（25施設合計）
- ⑦予定使用電力量 : 8,308,107kWh（25施設合計）
- ⑧その他の設備 : 別紙1のとおり

9 積算方法

- (1) 金額の算定に当たっては、施設ごとの月額基本料金単価及び電力量料金単価を定め、別紙2に示した予定契約電力及び予定使用電力量により、1年間の金額を算定し、全施設の合計額を算出すること。
- (2) (1)の単価には消費税及び地方消費税相当額（10%）を含むものとする。
- (3) 電気料金は次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

ア 基本料金

基本料金＝契約電力×契約単価×（1.85－力率/100）

イ 電力量料金

使用電力に単価一覧の料金を乗じて計算した金額（以下の算式による。）

電力量料金＝使用電力量×電力量契約単価

- ウ 燃料費調整単価は、当該地域を所轄する一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

燃料調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

エ 再生可能エネルギー促進賦課金

再生可能エネルギー促進賦課金は当該地域を所轄する一般電気事業者が定める電気供給条件による。

- (4) 電気料金のほかに別途費用が必要となる場合には、当該経費も記載すること。
- (5) 総額の算出基礎として、任意様式による内訳書を作成し、添付すること。
- (6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は週数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下切り捨てる。
 - オ 消費税及び地方消費税の単位は1円とし、その端数は小数点以下切り捨てる。

10 電気量の検針及び請求方法

- (1)電力量の検針方法は、事業者の提案による。ただし、検針日は毎月1回とすること。
- (2)使用電力量の検針後、検針結果を速やかに、別紙1に示した各施設の所管課へ通知するものとする。
- (3)電気料金は、1ヶ月ごとに事業者から請求するものとする。なお、電気料金は施設ごとに算出し、小数点以下切捨て、請求書のほかに内訳書（契約電力、使用電力量、最大需要電力、単価、料金、

力率)を添付のうえ、各施設所管課に提出するものとする。

(4)支払いは請求書の提出があった日から起算して30日以内とする。

11 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (4) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、有田市情報公開条例(平成12年10月23日有田市条例第23号)に基づき、公開することがあります。
- (5) 本企画提案説明により選定された受託候補者が市と契約を締結する場合には、業務の全部を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を必要とします。
- (6) 参加事業者が本企画提案説明を途中で辞退する場合にあっては、速やかに、担当者に連絡をしてください。
- (7) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として有田市に帰属することになります。
- (8) 事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いについて十分注意する必要があります。特に事業に参加した者の個人情報を当事者の了承を得ないで本事業以外で利用したり、第三者に提供してはなりません。